

四街道市入札参加資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、入札参加者の資格等（四街道市公告第 号。以下「公告」という。）第8条に定める資格審査の方法等の基準を定めることを目的とする。

(適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が、次の各号の一に該当するときは不適格とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、虚偽の事項を記載したと認められるとき。

3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

- (1) 公告第9条に定める資格者名簿への登載の日前2年以内に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当すると認められるとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、申請書類及びその他の関係書類等を基礎として客観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

(客観的事項審査)

第4条 客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果によるものとする。

附 則

この審査基準は、平成7年6月15日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成8年12月19日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成12年12月20日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成23年9月27日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年3月31日付け四街道市公告第48号の定めるところにより入札参加資格審査を申請する者の取扱いについては、なお従前の例による。